

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 平成20年10月27日（月）から28日（火）
- 2 視察地 大阪府熊取町 人口4万4,427人(平成20年4月1日現在)
奈良県生駒市 人口11万7,884人(平成20年4月1日現在)
- 3 出席委員 現王園 孝昭、湯澤 清訓、工藤 日出夫
島野 和夫、伊藤 堅治、横山 功
加藤 勝明
- 4 視察事項
熊取町
・議会運営全般について
・議会基本条例について
生駒市
・議会運営全般について
・議会改革の取組みについて

以上の視察事項について、順次報告いたします。
はじめに熊取町の視察概要について報告いたします。

1 熊取町議会の概要

熊取町議会の議員数は、法定数26人、条例定数16人です。委員会の構成は、総務文教常任委員会、事業厚生常任委員会の2常任委員会が各8人、議会運営委員会8人、原子力問題調査特別委員会、空港対策特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会、政治倫理条例特別委員会の4特別委員会も各8人となっています。

2 議会運営について

(1) 議会運営委員会について

委員の選出方法は、各会派2人につき1人の割合で選出され、定数に達しない場合は会派間で協議して選出しています。定数は8人で任期は2年としています。会議録については、テープ反訳を業者に委託し、全文筆記により作成したものを本年度から公開しています。

(2) 予算・決算の審査方法

予算及び決算は、対象となる議案のある定例会に、会派代表者質問の形式で、町政運営方針や成果報告等に対する質疑が行われた後、特別委員会が設置され、他の常任委員会と同様に会期中に審査が行われます。

(3) 委員会運営について

傍聴は委員長の許可制ですが、別室において音声のみの傍聴となります。委員長報告の内容については、委員会の審査結果、意見及び要望にとどめ、質疑、答弁の内容については省略しています。

(4) 議会広報の発行について

議会の結果等については、従前、町の広報誌の中で報告していましたが、議会基本条例中に規定したことにより、今年度から議会が自ら編集する「くまとり議会だより」を発行することになりました。賛成、反対の態度が分かれた議案については、議員の個人名を表示し、また、賛成討論、反対討論を掲載することで、賛成、反対の理由を明確にしています。

3 議会基本条例について

議会改革の動きが高まるなか、全国に先駆けて議会基本条例を制定した北海道栗山町への視察を契機として、平成18年12月に議会基本条例特別委員会が設置されました。1年3か月にもおよぶ特別委員会では、27回にわたる委員会や打ち合わせ会の機会を設け、議員全員で徹底的に議論を交わし、また、住民の声を反映させることによって、条例の制定に反対できない環境づくりがされました。その結果、平成20年3月に全会一致で可決され、大阪府下で初の制定となりました。

熊取町議会基本条例の大きな柱として、議会報告会の開催があげられます。議会報告会とは議長を除く15人の議員を3つの班に分け、各定例会後に行われるもので、1年間で全38地区を巡回します。1回の開催は約2時間で、定例会の報告に1時間、その他の意見交換に1時間という内容となります。報告会に参加する議員5人だけで対応しなければならないので、各議員はおのずと勉強するようになり、また、議員同士の意思疎通が図られるようになったということです。住民からもたいへん好評となっています。

その他、議員同士の自由討議や執行部への反問権の付与、一般質問における一問一答方式などが規定されています。これらについては、まだスタートしたばかりということもあり、あまり活用されていない状況ですが、住民に信頼される議会の実現に向けて、今後の課題として検討しています。

次に生駒市の視察概要について報告いたします。

1 生駒市議会の概要

生駒市議会の議員数は、法定数34人、条例定数24人です。委員会の構成は、企画総務常任委員会、市民福祉常任委員会、環境文教常任委員会、都市建設常任委員会の4常任委員会が各6人、議会運営委員会10人、駅前再開発特別委員会、北部地域開発特別委員会、新病院設置等に関する特別委員会、足湯施設新設工事の業務請負契約を調査する特

別委員会、生駒市総合計画特別委員会、新病院設置に係る随意契約を調査する特別委員会の6特別委員会が各8人となっています。

2 議会運営について

(1) 議会運営委員会について

選出方法は、3人以上の会派、党派からドント方式により選出しています。定数は10人で毎年改選されています。開会日の約1か月前の開催で会期が決定され、3日前の開催で本会議の運営について協議しています。

(2) 予算・決算の審査方法

予算については、一般会計は4常任委員会に分割付託し、特別会計及び企業会計は会計ごとに所管の常任委員会に付託しています。

決算については、9月定例会最終日に追加提案され、7人で構成する決算審査特別委員会の設置後に付託し、継続審査となります。通常、10月下旬に3日間の日程で行われ、12月定例会で委員長報告を行った後に採決となります。

(3) 一般質問について

開会日から一般質問が行われるため、通告の期限も開会日約10日前の招集告示日の翌日までとなっています。一括質問式と一問一答式の選択制となっており、一括質問式の場合は3回まで、一問一答式の場合は制限無く質問することができます。ただし、制限時間は質問のみで30分となっています。

3 議会改革の取組みについて

議会改革を全議員で検討するための組織として、昨年7月に「議会改革に関する検討会」が設置されました。

議会改革に関する検討会は、各会派等から選出された7名の議員による上部組織と、テーマ別の部会を下部組織とする二層型の組織となっています。議員はいずれかの部会に所属し、上部組織の検討会委員から正副部会長を選出することで、上部組織と各部会との円滑な連携を図ることが可能となります。

部会は、議会の公開、広報、市民参加などについて検討する市民参加・広報部会、行政監視機能の向上などについて検討する行政監視部会、議会運営、政策立案能力の向上などについて検討する議会活性化部会の3部構成で、昨年1年間で29回開催され、改革が必要とされる52項目について調査、検討が行われました。そのうちの12項目を上部組織である検討会において取りまとめ、最終的には議会運営委員会において実現可能な6項目が議会改革の取組事項として決定されました。

以上、報告いたします。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

平成20年12月1日

北本市議会運営委員会
委員長 加藤 勝 明

北本市議会議長 横山 功 様